

回答書

事業者への質疑

令和3年度第4回原村環境保全審議会の事前質疑について（通知）

審議会が1/11であるため、1/10までの回答をお願いします。

質疑者	質疑	回答
	開発行為の内容が、山林面積13,470.81 m ² の皆伐を伴うものであり、林地開発許可制度の対象となる規模だが、県知事の許可を得ているか。	登記簿上、地目が山林になっている土地の実測合計面積はご指摘のとおり 13,470.81 m ² ですが、農村整備係と打合せの結果、利用状況・現況から林地開発にあたる土地は10224-1、10225-1、10225-4、10226、10227-2、10260と判断されました。該当地の合計面積は 9943.45 m ² で、県の林地開発許可制度の対象面積 10,000 m ² 以下です。このため、村への「伐採及び伐採後の造林の届出書」および「小規模隣地開発概要書」の提出で良いことになりました。以上の届出は 2021、12、7 に農村整備係に提出済みです。
	事前協議書と土地利用計画図・案内図の、面積・敷地形状が合致していないが、どれが正しいか。	ご指摘のとおり、案内図と土地利用計画図の敷地形状は一致しません。正しい敷地形状は実測測量図を基にした土地利用計画図となります。案内図はおおよその位置を示したものとご理解ください。面積については、事前協議書に記載した面積は実測面積であり、公図に記載した面積は登記簿上の面積となります。どちらも正しいのですが、開発申請は実測面積をもとに行うので、事前協議書に記載した面積が基準になると思います。混乱を招いてすみません。
	周囲 4m通路の一部（東側）にぶどう棚や既存建築物があるが、どれが正しいか。また、行為場所に「道」があるが、残すのか。	東側部分は宅地で有限会社諏訪プレスの工場があります。現在、土地は所有者と有限会社諏訪プレスとの賃貸借です。実測したところ、有限会社諏訪プレスの工場が 10225-4 にはみ出していることが判りました。土地の所有者が同一のため、特に問題にしてこなかったようです。今年 4 月頃に工場を撤去し賃貸借契約を解除すると聞いています。よって、土地利用計画図のとおりの土地利用が可能だと考えています。「道」の件ですが、原村の道路なので、この部分に変更を加えることはありません。
	土地利用計画図で赤線で囲われていないところ（10224-6 ほか）は、ぶどう畠として利用しないのか。	前述のとおり、有限会社諏訪プレスの工場用地で、コンクリートの敷設もあり、現時点では利用の予定はありません。
	すでに重機を入れ伐採しているように思えるが、開発行為にはあたらないのか。	重機を入れているのは、樹木の伐採のためです。該当地については 2021、12、7 付で「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出し、2021、12、13 に「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書」を受領したので、伐採可能と誤認し伐採を開始してしまいました。この場所の接道が、樹木による日影の影響で冬季は凍結しやすく、菖蒲沢区から伐採を急いでほしいとの要望があった事も背景にあります。現在は伐採を中止しています。伐採の届出開始日は、2022、1、10 ですので、その日をもって伐採を開始いたします。